

入 札 公 告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和6年7月1日

石巻市長 齋藤 正 美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 石巻市総合運動公園陸上競技場測量地質調査業務
- (2) 業務場所 石巻市南境新小堤 地内
- (3) 履行期間 契約日から令和6年12月27日まで
- (4) 業務概要 測量調査 基準点測量、現地測量、支障物調査
地質調査 機械ボーリング、サンプリング、サウンディング及び原位置試験、
室内土質試験、解析等調査
- (5) 支払条件 前金払及び部分払 無
- (6) 入札方法 制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第2号に規定する入札後資格審査型）

※ 「非参集型入札」対象業務とする（ホームページの「非参集型入札の手続きについて（お知らせ）」を参照のこと。）。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。
 - ① 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）に登録され、宮城県内に本店、支店又は営業所等を有する者
 - ② 「測量・建設コンサルタント等業務」の承認簿に、「測量」及び地質調査の「土質調査」部門の登録がされている者
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
 - ① 入札後資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
 - ② 令第167条の4に規定する者
 - ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第

1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑦ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札後資格審査用一般競争入札参加申請書の提出期限	令和6年7月11日（木） 午後5時 必着 二重封筒とし「入札参加申請書」を外封筒に、「入札書」を中封筒に封かんの上郵送又は窓口持参すること。	市民生活部スポーツ振興課 ※郵送の場合は、「一般書留」又は「簡易書留」で郵送すること。
入札書の提出期限		
開札日（入札日）	令和6年7月12日（金） 午前9時から	
設計図書等の閲覧	令和6年7月1日（月）から 令和6年7月11日（木）まで	閲覧：市役所3階スポーツ振興課 石巻市ホームページ
設計図書等に対する質問の受付	令和6年7月1日（月）から 令和6年7月4日（木）まで メール： issportspr@city.ishinomaki.lg.jp Fax:0225-25-6473	市民生活部スポーツ振興課 （FAX可）最終日は正午まで ※メール本文に、業務名、商号又は名称、代表者名及び質問者名を記載し、質問をすることができます。
回答書の閲覧	令和6年7月5日（金）から 令和6年7月11日（木）まで	市役所3階スポーツ振興課 初日のみ午後1時から午後5時まで 石巻市ホームページ

（注）1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日は、設計図書の閲覧等を行うことはできない。

2 設計図書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。

3 入札公告の開始日から設計図書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は、閲覧図書等で設計図書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、郵送（「一般書留」又は「簡易書留」に限る。以下同じ。）又は窓口持参により提出すること。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6 最低制限価格

本公告の業務については、最低制限価格は設定しない。

7 入札の回数

- (1) 入札執行回数は原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は再度入札を行うものとし、再度入札の回数は2回を限度とする。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。また、再度の入札で無効となった場合も同様とする。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約により契約を締結する。

8 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札後資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、落札者決定時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

9 入札参加資格の確認・落札者の決定等

- (1) 落札者については、開札後、落札決定を保留し、入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格を提示した者（以下「落札候補者」という。）について入札参加資格の有無を審査し、決定するものとする。
- (2) 入札参加資格の審査は、開札日の翌日から起算し、原則として4日以内（休日条例に規定する休日を除く。）に行うものとする。
- (3) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、当該落札候補者の入札を無効とする。
- (4) 上記(3)により、落札候補者の入札を無効とした場合は、次順位価格を提示した者を新たな落札候補者とし、入札参加資格の審査を行うものとする。
- (5) 上記(4)の場合において、次順位価格を提示した者の入札が無効となったときは、次順位価格が

ら順に低い価格を提示した者について、上記(4)の内容を準用する。

- (6) 上記(1)又は(4)（上記(5)において準用する場合を含む。）の審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有していると認めたときは、その者を落札者と決定するものとする。
- (7) 電報による入札は認めない。
- (8) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

10 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果等通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

11 入札結果の公表

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を入札者に対してファクシミリ又は電子メールにより行う（前記9(2)等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

12 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

13 その他

- (1) この制限付き一般競争入札については、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）を準用する。
- (2) 石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。
<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/nyuusatukokoroel90425.pdf>
- (3) 落札者は、この業務に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (4) 実際に生じた本市の損害額が上記(3)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。
また、本規定は上記(3)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。
- (5) 詳細又は不明な点については、石巻市市民生活部スポーツ振興課に照会のこと。

（電話：0225-95-1111（内線3329） FAX：0225-25-6473）